

## 五島市船舶運航事業経営戦略

団 体 名 : 五島市

事 業 名 : 五島市営交通船(奈留島～前島航路)事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ～ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	2 人	年 間 輸 送 人 員 数	5 千人
営 業 航 路	4.4 km	在 籍 船 舶 数	2 隻
運 航 路 線 数	1 本	平 均 船 齢	36 年
年 間 運 航 キ 口	4 千km	乗 船 効 率 * 1	31.2 %

\*1 乗船効率 = 延人キロ / (運航キロ × 平均乗船定員) × 100

## (2) 料金形態

	年 月 日	制 度 及 び 賃 率
上 限 認 可	-	人の運送をする貨物定期航路事業
実 施	令和4年4月1日	五島市営交通船旅客運送条例・75.00

## (3) 料金水準の検討

本市五島市営交通船(奈留島～前島航路)事業における運賃は奈留島のバスの賃率を参考に算定しており、事業開始以降、経営状況を鑑み数度にわたり改定を行っている。現行の運賃は令和4年4月1日から設定している。  
令和5年9月末で奈留島のバス路線が廃線となったため、現行実施している運賃が適切な運賃水準となっているかについては、「五島市地域公共交通活性化再生協議会」において精査・検討していく。

## (4) 現在の経営状況

料 金 収 入 ※過去3年度分を記載	R4	1,037千円	R5	1,128千円	R6	1,233千円
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	R4	100%	R5	100%	R6	100%
純 損 益 (又は実質収支) ※過去3年度分を記載	R4	0千円	R5	0千円	R6	0千円
資 金 不 足 比 率 * 2 ※過去3年度分を記載	R4	0%	R5	0%	R6	0%

## 【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

本市五島市営交通船(奈留島～前島航路)事業は、利用者の大半が前島地区住民であるため、運賃収入がほぼ横ばいで推移している。前島トンボロがジオパーク認定されたことを加味しても、利用者の増加が見込まれない状況である。他方、費用については、備船料が高い水準にあることから、備船料の抑制に取り組む必要がある。

\*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率〔法適用企業の場合〕 = (地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率〔法非適用企業の場合〕 = (地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

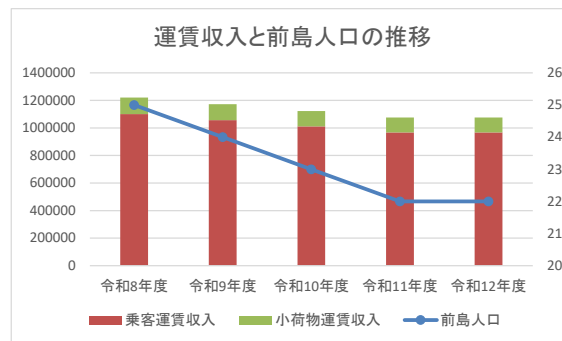
## 2. 将来の事業環境

### (1) 利用者数の予測

本航路の利用者の大半が前島地区住民であることから、前島地区の人口の推移が利用者の推移に直結するため、前島地区の人口の推移を試算し、今後5年間の利用者数の推移を計算すると、毎年約200人ずつ利用者が減少することが見込まれる。  
また、利用者のうち観光客については、先に述べた通り、本航路の利用者の大半が前島地区住民であることから、観光客の増減は考慮しないものとする。

### (2) 料金収入の予測

乗客運賃収入の予測にあたっては、n年後の前島地区の人口×前島地区住民1人あたりの年間利用回数200回×均一運賃220円を乗じて計算する。小荷物運賃収入の予測にあたっては、前島地区の人口減少に伴い小荷物輸送の需要が減少するため、一定の割合で減少するものとして積算している。



### (3) 船舶更新時期の見通し

当市は船舶を保有していない。平成28年10月以降、民間業者と定期傭船(用船)契約を締結しているため、船舶のリプレイス費用は発生しない予定である。

## 3. 経営の基本方針

本航路は、奈留島～前島間を結ぶ唯一の公共交通機関であり、島民や観光客等のほか、郵便物、生活必需品、主要物資等を輸送しており、島民の生活と福祉を守るために必要不可欠な航路である。

今後も、最低限の交通の利便性を確保するため安定的かつ安全な運航を第一の目標とする。また、持続可能な航路経営の実現のため、備船料の額の見直しや運賃改定等などの経営改善にむけた取り組みを行う。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ①収支計画のうち投資についての説明

令和7年度時点で、新たな投資事業の予定はない。  
平成30年1月に建設した笠松地区待合所については、「五島市公共施設等総合管理計画公共施設(建築物)「個別計画」(令和元年12月策定)」に基づいて、管理・適正化を図っていく。

##### ②収支計画のうち財源についての説明

営業収益には、運賃収入を計上している。運賃収入については、「2. 将来の事業環境(2) 料金収入の予測」に記載した通り。  
営業外収入の他会計繰入金については、一般会計からの繰入金を計上している。  
営業外収入のその他については、国から交付される地域公共交通確保維持改善事業費補助金(離島航路運営費等補助金)や県から交付される長崎県離島航路事業対策補助金を計上している。  
地域公共交通確保維持改善事業費、長崎県離島航路事業対策補助金及び一般会計繰入金の収支予測については、3カ年平均値を横置きしている。

##### ③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

営業費用のその他については、備船料・旅客傷害賠償責任保険料・印刷製本費(乗船券印刷代)・交通費旅費・運送費・消耗品費等を計上している。  
備船料については、当航路は第1便と第3便がデマンド運航のため、備船料の見込みを立てることが難しいことから、3カ年平均値を横置きしている。  
旅客傷害賠償責任保険料・印刷製本費(乗船券印刷代)・交通費旅費・運送費・消耗品費等については、費用額の変動が少ないため、令和6年度の額を横置きしている。  
人件費について、船員の給与については、民間委託しているため収支計画に計上していない。また、事務職員の給与は、一般会計から支出しているため、収支計画に計上していない。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

##### 【備船料】

・今後も定期備船契約の更新時期において備船料の額の見直しを行っていく。

##### 【運賃改定】

・現行実施している運賃が適切な運賃水準となっているかについて、「五島市地域公共交通活性化再生協議会」において精査・検討を行い、適切ではないと判断された場合、運賃改定を行っていく。

##### 【ダイヤ改正】

・前島地区の人口減少等により利用者数の減が見込まれることから、前島地区住民の利用実態に応じてダイヤの減便(運休日の新設等)について検討していく。

#### 5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、改定等に関する事項</p>	<p>本市の五島市営交通船(奈留島～前島航路)事業における経営戦略については、以下のとおり事後検証、改定等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・進捗管理・・・毎年度、決算に合わせ集約。計画と実績の剥離については、検証・対応策を検討した上で、翌年度予算に反映させる。</li><li>・計画改定・・・おおむね5年ごと(ただし、計画への影響が著しく大きい外的要因等があった場合は適宜)。改定にあたっては、計画と実績の乖離について、原課による検証、経営責任職によるレビューなどと、段階を経て検証を行ったうえで、そのときの経営環境を基準とした計画となるよう改定する。改定を行った際は議会に報告するとともにHP上に公表する。</li></ul>
----------------------------	--

# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

船運航区 分		年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度				
		(決算)	(決算)	(決算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度					
収 益	収益的収入	1 総 収 益 (A)	20,332	20,546	18,816	19,069	19,069	19,069	19,069	19,069				
		(1) 営 業 収 益 (B)	1,090	1,128	1,233	1,216	1,167	1,119	1,075	1,075				
		ア 料 金 収 入	1,090	1,128	1,233	1,216	1,167	1,119	1,075	1,075				
		イ 船 路 ( 五 島 市 宮 崎 航 路 ) 事 業												
		ウ そ の 他												
		(2) 営 業 外 収 益	19,242	19,418	17,583	17,853	17,902	17,950	17,994	17,994				
		ア 他 会 計 繰 入 金	4,126	5,084	5,407	5,788	4,587	4,635	4,679	4,679				
	イ そ の 他	15,116	14,334	12,176	12,065	13,315	13,315	13,315	13,315					
	収益的支出	2 総 費 用 (D)	20,332	20,546	18,816	19,069	19,069	19,069	19,069	19,069				
		(1) 営 業 費 用	20,332	20,546	18,816	19,069	19,069	19,069	19,069	19,069				
		ア 職 員 給 与 費												
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	20,332	20,546	18,816	19,069	19,069	19,069	19,069	19,069				
		(2) 営 業 外 費 用	0	0	0	0	0	0	0	0				
ア 支 払 利 息														
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 分														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
資 本 的 収 入	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0				
		(1) 地 方 債 債												
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金												
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金												
		(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他													
	資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0				
		(1) 建 設 改 良 費												
		ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)												
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金												
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0					

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度				
船運航区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	0	0	0	0	0	0	0	0				
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	0	0	0	0	0	0				
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	1,090	1,128	1,233	1,216	1,167	1,119	1,075	1,075				
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度				
区 分												
収 益 的 収 支 分	4,126	5,084	5,407	5,788	4,587	4,635	4,679	4,679				
うち基準内繰入金	4,126	5,084	5,407	5,788	4,587	4,635	4,679	4,679				
うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分	0	0	0	0	0	0	0	0				
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
合 計	4,126	5,084	5,407	5,788	4,587	4,635	4,679	4,679				